参考資料

1．都市計画マスタープラン改定の検討体制

藤井寺市都市計画マスタープランの改定にあたっては、以下の検討体制で取り組みました。

（1）庁内検討体制

・市内部に関係部局職員（部長級）からなる「藤井寺市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会」（以下「庁内検討委員会」という。）を設置し、計画案の庁内での決定を行いました。

・下部組織として関係課職員（課長級）からなる「藤井寺市都市計画マスタープラン策定庁内部会」を設置し、計画案の調整、意見聴取等を行いました。

・庁内で検討した改定素案を「藤井寺市都市計画審議会」において審議頂き、意見・提案を頂くとともに、策定にあたっての答申を頂きました。

（2）外部機関体制

・大阪府との協議、意見照会等の調整を行いました。

・また、市民意見を計画策定に反映するため、市民意識調査を実施するとともに、改定素案に対するパブリックコメントを実施し、意見とその対応を整理し、計画に反映しました。

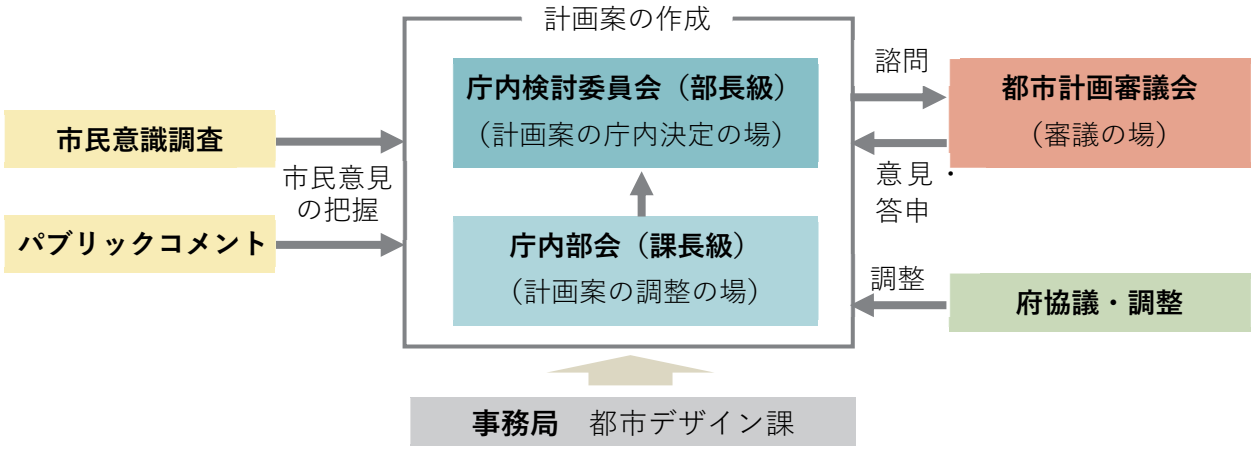

図　検討体制

藤井寺市都市計画審議会　委員名簿（令和５（2023）年度）

区分	氏　名	所属・役職等
学識経験	日野　真紀子	近畿大学経営学部准教授
	西川　知亨	関西大学人間健康学部教授
	加我　宏之	大阪公立大学農学部教授
	梶　哲教	大阪学院大学法学部准教授
	佐久間　康富	和歌山大学システム工学部准教授
議　会	河井　計実	藤井寺市市議会議員
	伊藤　政一	藤井寺市市議会議員
	山本　忠司	藤井寺市市議会議員
関係機関	小池　一彰	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長
	牧野　倫広	羽曳野警察署長
	岡田　秀樹	大阪府富田林土木事務所長
	上田　裕彦	藤井寺市区長会会長
	濵　幸一	藤井寺市商工会会長
	藤井　勝美	藤井寺市農業委員会会長

藤井寺市都市計画審議会　委員名簿（令和６（2024）年度）

区分	氏　名	所属・役職等
学識経験	日野　真紀子	近畿大学経営学部准教授
	竹内　里欧	京都大学教育学研究科准教授
	加我　宏之	大阪公立大学農学部教授
	梶　哲教	大阪学院大学法学部准教授
	佐久間　康富	和歌山大学システム工学部教授
議　会	横山　太喜	藤井寺市市議会議員
	國下　尊央	藤井寺市市議会議員
	木下　誇	藤井寺市市議会議員
関係機関	奥谷　裕之	大阪南消防組合柏羽藤消防署長
	西　祐司	羽曳野警察署長
	岡田　秀樹	大阪府富田林土木事務所長
	上田　裕彦	藤井寺市区長会会長
	濵　幸一	藤井寺市商工会会長
	藤井　勝美	藤井寺市農業委員会会長

藤井寺市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会　委員一覧

危機管理監
政策企画部長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
こども未来部長
都市整備部長
教育委員会事務局教育部長
教育委員会事務局教育部教育監

2．都市計画マスタープラン改定の経過

＜令和５（2023）年度＞

日程	会議等	内容等
11 月	現行計画進捗状況確認のための庁内照会	
12 月 20 日	第１回都市計画審議会	・藤井寺市都市計画マスタープランの基本的事項
1 月 11 日～1 月 22 日	市民意識調査の実施	・市民 3,000 人対象
2 月	川北地区地権者アンケートの実施	・川北地区地権者 104 人対象
3 月 28 日	第２回都市計画審議会	・藤井寺市都市計画マスタープラン全体構想改定のポイント ・市民意識調査結果（速報版）

＜令和６（2024）年度＞

日程	会議等	内容等
6 月 4 日～6 月 17 日	第１回庁内部会(書面照会)	・藤井寺市都市計画マスタープラン全体構想（素案）
7 月 4 日	第１回庁内検討委員会（書面照会）	・藤井寺市都市計画マスタープラン全体構想（素案）
8 月～9 月	（都）八尾富田林線沿道地区地権者アンケートの実施	・（都）八尾富田林線沿道地区地権者 432 人対象
9 月 5 日	第１回都市計画審議会	・藤井寺市都市計画マスタープラン全体構想（素案） ・市民意識調査結果（詳細版）
9 月 11 日	第２回庁内部会	・藤井寺市都市計画マスタープラン地域別構想（素案）
9 月 17 日	第２回庁内検討委員会	・藤井寺市都市計画マスタープラン地域別構想（素案）
11 月 8 日	第２回都市計画審議会	・藤井寺市都市計画マスタープラン地域別構想（素案）
11 月 20 日	第３回庁内部会	・藤井寺市都市計画マスタープラン改定版（素案）
11 月 21 日	第３回庁内検討委員会	・藤井寺市都市計画マスタープラン改訂版（素案）

12 月 20 日	第 3 回都市計画審議会	・藤井寺市都市計画マスタープラン（改定素案） ・（都）八尾富田林線沿道地区地権者アンケート結果 ・川北地区アンケート結果
12 月 20 日	議会報告	・藤井寺市都市計画マスタープラン（改定素案）
12 月	大阪府協議	・藤井寺市都市計画マスタープラン（改定素案）
1 月 10 日～2 月 7 日	パブリックコメント	・素案に対する意見を市民 1 名より受領
1 月 17 日、1 月 18 日	都市計画マスタープラン改定素案に関する市民説明会	（参加者） ・1 月 17 日 3 名、1 月 18 日 5 名
2 月 17 日	第 4 回庁内部会	・藤井寺市都市計画マスタープラン（案）
2 月 17 日	第 4 回庁内検討委員会	・藤井寺市都市計画マスタープラン（案）
2 月 18 日	諮問	・藤井寺市都市計画マスタープラン（案）　諮問
2 月 27 日	第 4 回都市計画審議会	・藤井寺市都市計画マスタープラン（案）　答申

３．都市計画マスタープラン改定の諮問と答申

（諮問）

藤都都第１０４１２号
令和７年２月１８日

藤井寺市都市計画審議会長　様

藤井寺市長　岡田　一樹

藤井寺市都市計画マスタープランの改定について（諮問）

標記の件について、藤井寺市都市計画審議会に諮問します。

（答申）

藤 都 審 第 ４ 号
令和７年２月２７日

藤井寺市長　岡田　一樹　様

藤井寺市都市計画審議会
会長　　加我　宏之

令和６年度第４回藤井寺市都市計画審議会の審議結果について（答申）

標記の件につきまして下記のとおり答申いたします。

記

審議案件
審議第１号　藤井寺市都市計画マスタープラン改定について
・改定案のとおり承認いたします。

４．用語解説

あ行	
ＩＣＴ	「Information and Communication Technology」の略称で、情報コミュニケーション技術、情報通信技術のこと。
アドプトプログラム	市民が身近な道路・河川・海岸などに愛着を持ち、施設の美化活動に取り組んでいく活動を支援するプログラム。
ウェルビーイング	一人ひとりが、様々な人や社会とのつながりの中で、日々、自分らしく生きていることに満足でき、心豊かに、幸せを実感できることを表す言葉。
駅勢圏	鉄道の駅を中心に、その駅を利用すると期待され需要が存在する範囲。
SNS	「Social Networking Service」の略称で、個人同士のつながりや、個人と企業などの団体とのつながりを促進・サポートするインターネット上のサービスのこと。
SDG s	"Sustainable Development Goals”の略称で、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。
か行	
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
景観地区	景観法に基づき景観の保全や良好な景観形成を進めるため指定する地区で、建築物の形態意匠や色彩などについてより細かなルールを定める。景観地区内において建築物の建築等をしようとする場合は、あらかじめ、その計画が、都市計画に定める規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定証の交付を受ける必要がある。
高度地区	都市計画法に基づき市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため指定する地区で、建築物の高さの最高限度を定める。適合については、建築基準法による建築確認時に審査される。
さ行	
シェアサイクル	各所に設置されているサイクルポートで、好きな時に自転車を借りて、好きなサイクルポートで自転車を返却できる仕組みのこと。
シビックプライド	都市に対する市民の誇りや愛着のこと。
敷地整序型土地区画整理事業	一定の基盤整備がなされている既成市街地で、相互に入り込んだ少数の敷地を対象として、土地の交換によりこれら敷地の整序を図る土地区画整理事業。

た行	
地域地区	用途地域など、各種法の規定に基づく規制・誘導により計画的で合理的な土地利用を実現するために都市計画区域内の土地を区分する都市計画。
地区計画	地区の特性に応じたまちづくりを推進するため、区画道路、小公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模などを地区のルールとして定める計画。
DID	人口集中地区。人口密度 が 40 人/ha 以上の区域が連なって人口 5,000 人以上となっている地区を指す。
DX	「デジタルトランスフォーメーション」ともいい、データと AI や IoT を始めとするデジタル技術を活用して、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
都市計画	都市生活を改善し、健康で文化的、機能的な住みよい都市をつくるための計画。都市計画法で定められ、地域・地区・街区の指定、道路の拡幅・新設、市街地の開発、建築の制限などが実施される。
都市施設	都市生活や都市機能の維持に必要不可欠な道路、公園、下水道などの都市基盤施設。
都市づくり	都市計画法などに基づき主に行政が主体となって行う都市整備のこと。
は行	
ボトルネック	瓶の首のように、道路の幅員が細いなどの問題により車の流れが阻害され、改善が必要な箇所。
ら行	
ランドマーク	視覚的に目立ち地域を特徴づけるもの。目印。
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づく計画で、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして定めるもの。
リノベーション	既存の建物や市街地に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。
レジリエンス	強くてしなやかな「強靭性」を表した言葉。

藤井寺市都市計画マスタープラン

令和７（2025）年３月策定

発行・編集　藤井寺市 都市整備部 都市デザイン課
〒583-8583 大阪府藤井寺市岡 1-1-1
TEL：072-939-1111
FAX：072-952-9504